

蕨市民の皆さん！！

蕨市ふれあい交流宿泊費助成金のご案内

蕨市ふれあい交流宿泊費助成制度

をぜひご利用ください！

群馬県片品村、栃木県大田原市 及び 山梨県笛吹市に宿泊する蕨市民へ、宿泊費の一部を助成します。

蕨市ではなかなか体験することのできない豊かな自然や文化と触れ合いませんか？
お手続き方法等は以下を要チェック！！ ※交付申請書兼請求書は裏面にあります。

助成額は… 1人1泊1,500円_(上限)まで

※ただし、1年度内2泊が限度



お手続きの流れ

① 申請書の用意

裏面の用紙に、申請者・助成対象宿泊者名・利用期日などの必要事項を、ご自身で記入。

② 宿泊証明

記入した申請書を利用施設へ持参し、宿泊先から証明をもらう。

③ 申請

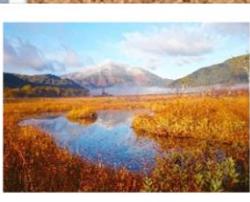
宿泊後、1か月以内に蕨市市民生活部商工観光課へ申請書と領収書の写しを提出する。

④ 完了

決定のお知らせをお届けするほか、申請書に記入された口座に、助成金を振り込みます。

対象

- ・宿泊時点で蕨市に住民登録がある方。
- ・旅館業法に定められた施設での宿泊で、政治・宗教活動や仕事上の出張等ではないもの。



お問い合わせ

※令和7年4月1日から申請先が生涯学習スポーツ課から以下に変更になりました。

蕨市 市民生活部 商工観光課（蕨市中央5-14-15 蕨市役所3階）

☎ 048-433-7750